

**改正**

平成2年12月27日規則第37号  
平成3年10月24日規則第30号  
平成4年12月15日規則第35号  
平成5年12月22日規則第41号  
平成6年3月31日規則第13号  
平成6年12月16日規則第32号  
平成7年3月31日規則第11号  
平成7年11月29日規則第51号  
平成8年12月19日規則第41号  
平成9年6月16日規則第35号  
平成9年12月26日規則第56号  
平成10年3月31日規則第20号  
平成10年7月31日規則第36号  
平成10年12月4日規則第39号  
平成11年3月12日規則第7号  
平成11年12月21日規則第47号  
平成12年12月28日規則第85号  
平成13年11月9日規則第69号  
平成14年11月29日規則第70号  
平成15年12月26日規則第63号  
平成17年3月31日規則第58号  
平成18年3月28日規則第22号  
平成18年9月19日規則第99号  
平成19年11月15日規則第81号  
平成20年3月25日規則第18号  
平成20年9月30日規則第92号  
平成20年12月26日規則第124号

平成23年3月31日規則第34号

平成24年7月31日規則第61号

平成24年12月28日規則第77号

平成25年12月27日規則第89号

平成26年3月31日規則第17号

平成26年9月30日規則第59号

平成27年12月28日規則第111号

平成28年3月31日規則第35号

調布市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、調布市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年調布市条例第29号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(児童の障害の程度)

**第2条** 条例第2条第1号に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第1に定めるところによる。

(対象外となる児童の状態)

**第3条** 条例第2条第2号に規定する規則で定める児童の状態は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 児童を監護しない父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）又は母と生計を同じくしているとき。

ただし、当該父又は母が次条に規定する程度の障害の状態にあるときを除く。

(2) 父又は母の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）に養育されているとき。ただし、当該父又は母の配偶者が次条に規定する程度の障害の状態にあるときを除く。

(父又は母の障害の程度)

**第4条** 条例第2条第2号ウに規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第2に定めるところによる。

(助成の対象となる児童の状態)

**第5条** 条例第2条第2号オに規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- (1) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (2) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童
- (3) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が認めた児童  
（社会保険各法）

**第6条** 条例第3条第1項に規定する規則で定める法令は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (6) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）  
（規則で定める対象者）

**第7条** 条例第3条第1項に規定する規則で定める対象者は、健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及び同法の規定によるその者の被扶養者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び前条各号に掲げる法律の規定による医療に関する給付を受けることができないものとする。

（規則で定める施設等）

**第8条** 条例第3条第2項第2号に規定する規則で定める施設は、同条に規定する対象者又は当該対象者に係る国民健康保険法に基づく世帯主若しくは第6条各号に掲げる法令に基づく被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設（通所の方法により利用する施設を除く。）とする。

2 条例第3条第2項第2号に規定する規則で定める施設に入所している者には、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の法令による措置によらずに入所している者を含まないものとする。

（所得の額）

**第9条** 条例第4条第1項第1号前段に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる児童の養育

者を除くひとり親等にあつては別表第3に定めるものとし、次の各号に掲げる児童の養育者にあつては別表第4に定めるところによる。

- (1) 条例第2条第3号アに該当する児童
- (2) 条例第2条第2号エ又は第5条第3号に該当する児童であつて、父又は母が死亡したもの
- (3) 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 第5条第4号に該当する児童（父から認知された児童を除く。）で、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が認めた児童

2 条例第4条第1項第1号後段の規定によりひとり親等（父又は母に限る。以下この項、次条及び第11条第1項において同じ。）が支払を受けたものとみなす費用に係る所得の額の計算方法は、当該ひとり親等の監護する児童が母又は父から支払を受けた当該児童の養育に必要な費用の額の100分の80に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）とする。

3 条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める額は、別表第5に定めるところによる。  
（所得の範囲）

**第10条** 条例第4条第3項に規定する所得の範囲は、前々年の所得のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号に掲げる道府県民税（東京都が同法第1条第2項の規定によって課する同法第4条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金（次条第1項第1号において「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」という。）に係るものを除く。）及び条例第4条第1項第1号前段に掲げるひとり親等がその監護する児童の母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益（当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。次条第1項において同じ。）に係る所得とする。

（所得の額の計算方法）

**第11条** 条例第4条第3項に規定する所得の額の計算方法は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度（以下「当該年度」という。）分の道府県民税に係る次の各号に掲げる所得の額の合計額及び条例第4条第1項第1号前段に掲げるひとり親等がその監護する児童の母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の額の

100分の80に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）の合計額から8万円を控除して得た額とする。

- (1) 地方税法第32条第1項に規定する総所得金額（母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に係るものを除く。）、退職所得金額及び山林所得金額
- (2) 地方税法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額
- (3) 地方税法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額
- (4) 地方税法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額
- (5) 地方税法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額
- (6) 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額
- (7) 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条の2の2第6項に規定する条約適用配当等の額

2 当該年度分の道府県民税につき、次の各号に掲げる控除又は免除を受けた者（第3号に掲げる控除を受けた者にあつては、父又は母を除く。）については、当該各号に定める額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

- (1) 地方税法第34条第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2に掲げる控除 当該控除額に相当する額
- (2) 地方税法第34条第1項第6号に掲げる控除 当該控除の対象となった障害者1人につき27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者のときは40万円）
- (3) 地方税法第34条第1項第8号に掲げる控除 27万円（当該控除を受けた者が同条第3項に規定する寡婦のときは35万円）
- (4) 地方税法第34条第1項第9号に掲げる控除 27万円
- (5) 地方税法附則第6条第1項に規定する免除 当該免除に係る所得の額（被災者に対する特例）

**第12条** 条例第4条第2項に規定する災害により損害を受けた者（以下この条において「被災者」という。）に係る所得については、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）が、その価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合は、

その損害を受けた月の翌年の12月31日までは、前々年における当該被災者の所得に関しては、条例第4条第1項の規定を適用しないものとする。

(医療証の交付申請等)

**第13条** 医療証の交付を受けようとするひとり親等は、条例第5条の規定により、医療証交付申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 国民健康保険法又は第6条各号に掲げる法令に基づく被保険者、組合員又は被扶養者であることを証する書類
  - (2) 次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれに定める認定調書
    - ア 条例第2条第2号ア 第2号様式の1
    - イ 条例第2条第2号イ 第2号様式の2
    - ウ 条例第2条第2号ウ 第2号様式の3
    - エ 条例第2条第2号エ 第2号様式の4
    - オ 第5条第1号 第2号様式の5
    - カ 第5条第2号 第2号様式の6
    - キ 第5条第3号 第2号様式の7
    - ク 第5条第4号 第2号様式の8
    - ケ 条例第2条第3号ア若しくはイ又は第5条第5号 第2号様式の9
  - (3) 戸籍の謄本又は抄本
  - (4) 世帯全員の住民票の写し
  - (5) ひとり親等及び扶養義務者等の前々年の所得の状況を証する書類
  - (6) ひとり親等及び扶養義務者等の当該年度の課税の状況を証する書類
  - (7) 養育費等に関する申告書
- 2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)の規定による児童扶養手当の支給を受けている者(以下「児童扶養手当受給者」という。)が、児童扶養手当証書を提示するときは、前項第2号から第5号まで及び第7号に掲げる書類の添付を省略することができる。
- 3 市長は、条例第5条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査のうえ、助成の可否を決定するものとする。この場合において、障害の状態を審査するため必要があるときは、専門の医師にその判定を依頼するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により、条例第3条に規定する対象者と決定したときは、第14条の規定に該当しない者にあつては医療証(第3号様式の1)を、同条の規定に該当する者にあつては医療

証（第3号様式の2）を交付するものとし、対象者でないと決定したときは、医療証交付申請却下決定通知書（第4号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（条例第6条第1項の規則で定める額）

**第13条の2** 条例第6条第1項に規定する規則で定める額は、高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が同法の規定により負担すべき額（入院時食事療養費に係る標準負担額及び入院時生活療養費に係る標準負担額を除く。）に相当する額から、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第14条の規定の例により算定した高額療養費に相当する額を控除した額とする。この場合において、同条第1項又は第2項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は、令第15条第1項各号又は第2項各号に掲げる者の区分にかかわらず、4万4,400円とし、令第14条第3項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は、令第15条第3項各号に掲げる者の区分にかかわらず、1万2,000円とする。

（条例第6条第2項の規則で定める者）

**第14条** 条例第6条第2項に規定する規則で定める者は、ひとり親等及び扶養義務者等が当該年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定により課する所得割を除く。以下同じ。）が課されない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）とする。

（一部負担金の減額又は免除）

**第15条** 市長は、高齢者の医療の確保に関する法律第69条第1項の規定により、同法施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第33条の規定に該当する者については、条例第6条第1項に規定する一部負担金等相当額（条例第6条第2項に規定する食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。）を減免することができる。この場合において、減免を受けようとする者は、一部負担金減免申請書（第5号様式）に高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第33条に該当することを明らかにすることができる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請者が前項に規定する要件に該当すると認めたときは、当該申請者に対して一部負担金減免証明書（第6号様式）を交付するものとし、該当しないと認めたときは、一部負担金減免不承認通知書（第7号様式）により通知するものとする。

- 3 前項の規定により一部負担金減免証明書の交付を受けた者は、病院、診療所、薬局その他の者に医療証を提示する際、当該証明書を添えて提示しなければならない。

(医療証の有効期限)

**第16条** 医療証の有効期限は、毎年12月31日までとし、1月1日に更新する。

(医療証の返還)

**第17条** 第13条第4項の規定により、医療証の交付を受けたひとり親等（以下「受給資格者」という。）は、その資格を喪失したとき、又は医療証の有効期間が経過したときは、速やかに医療証を市長に返還しなければならない。

(医療証の再交付)

**第18条** 受給資格者は、既に交付を受けた医療証を破損し、汚損し、又は紛失したときは、医療証再交付申請書（第8号様式）を市長に提出し、医療証の再交付を受けることができる。

- 2 受給資格者は、医療証の破損又は汚損の理由により前項に規定する申請を行うときは、既に交付を受けた医療証を添えて申請しなければならない。

- 3 受給資格者は、医療証の再交付を受けた後において、再交付を受ける以前に交付を受けた医療証を発見したときは、速やかに当該医療証を市長に返還しなければならない。

(医療費の助成の方法の特例等)

**第19条** 条例第7条第2項に規定する特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 国民健康保険法又は第6条各号に掲げる法令に基づき、対象者に係る療養費又は療養費に相当する家族療養費が支給されたとき。
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律第84条第1項に規定する高額療養費に相当する額として、対象者が病院、診療所、薬局その他の者に支払った額から第13条の2に規定する額を控除した額を支給するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別に必要があると認めたとき。

- 2 条例第7条第2項に規定する方法により医療費の助成を受けようとするひとり親等は、医療助成費支給申請書（第9号様式）により市長に申請しなければならない。

- 3 前項の申請には、第1項第1号に掲げる場合にあつては医療費又は家族療養費の支給を証する書類を、同項第2号に掲げる場合にあつては同号に該当することを確認することができる書類を添付しなければならない。ただし、市が国民健康保険法による保険者として対象者に係る療養費を支給する場合における申請については、この限りでない。

(申請事項変更の届出)



**第20条** 受給資格者は、条例第8条第1項の規定により、申請した事項に変更が生じたときは申請事項変更届（第10号様式）に、受給資格が消滅したときは消滅届（第11号様式）に医療証を添えて市長に届け出なければならない。

2 条例第8条第2項に規定する規則で定める届出は、現況届（第12号様式）に認定調書、ひとり親等及び扶養義務者等の前年の所得を証する書類、その所得の課税の状況を証する書類並びに養育費等に関する申告書を添えて行わなければならない。ただし、児童扶養手当受給者が児童扶養手当証書を提示するときは、当該書類のうち、課税の状況を証する書類以外の書類の添付を省略することができる。

3 条例第8条第3項に規定する規則で定める届出は、第三者行為による傷病届（第12号様式の2）により行わなければならない。

（受給資格消滅の通知）

**第21条** 市長は、受給資格者が条例第3条に規定する資格要件に該当しなくなったと認めたときは、医療費助成受給資格消滅通知書（第13号様式）により当該受給資格者に通知するものとする。ただし、受給資格者が死亡した場合は、この限りでない。

（損害賠償の請求権の譲渡）

**第22条** 条例第9条の2第1項に規定する規則で定める損害賠償の請求権の譲渡は、ひとり親家庭等医療費助成制度に係る債権譲渡について（第14号様式）を市長に提出することにより行わなければならない。

2 条例第9条の2第2項に規定する規則で定める通知は、債権譲渡通知書（第15号様式）により行うものとする。

（添付書類の省略）

**第23条** 市長は、この規則による申請書又は変更届若しくは現況届に添付する書類により証明すべき事項を公簿等により確認することができるときは、当該添付書類を省略することができる。

（雑則）

**第24条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成2年12月27日規則第37号）

1 この規則は、平成3年1月1日から施行する。

2 この規則による改正後の調布市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第11条第2

項及び別表第3の規定は、平成3年分以後の所得に係る制限及び額の計算方法から適用し、平成2年分までの所得に係る制限及び計算方法については、なお従前の例による。

**附 則**（平成3年10月24日規則第30号）

- 1 この規則は、平成4年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則別表第3の規定は、平成4年分以後の所得に係る制限から適用し、平成3年分までの所得に係る制限については、なお従前の例による。

**附 則**（平成4年12月15日規則第35号）

- 1 この規則は、平成5年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則別表第3の規定は、平成5年1月1日以後の所得の制限について適用し、平成4年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。
- 3 この規則施行の際、現に存するこの規則による改正前の調布市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の様式は、第3号様式を除き、その残品の存する間、なお使用することができる。

**附 則**（平成5年12月22日規則第41号）

- 1 この規則は、平成6年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則別表第3の規定は、平成6年1月1日以後の所得の制限について適用し、平成5年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

**附 則**（平成6年3月31日規則第13号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

**附 則**（平成6年12月16日規則第32号）

- 1 この規則は、平成7年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則別表第3から別表第5までの規定は、平成7年1月1日以後の所得の制限について適用し、平成6年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

**附 則**（平成7年3月31日規則第11号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

**附 則**（平成 7 年 11 月 29 日規則第 51 号）

- 1 この規則は、平成 8 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則別表第 3 から別表第 5 までの規定は、平成 8 年 1 月 1 日以後の所得の制限について適用し、平成 7 年 12 月 31 日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

**附 則**（平成 8 年 12 月 19 日規則第 41 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 9 年 1 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の調布市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成 9 年 1 月 1 日以後に係る医療費の助成について適用し、平成 8 年 12 月 31 日以前に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（調布市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正）

- 3 調布市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則（平成 5 年調布市規則第 32 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（調布市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 4 この規則による改正後の調布市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成 8 年 10 月 1 日以後に係る医療費の助成について適用し、平成 8 年 9 月 30 日以前に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

**附 則**（平成 9 年 6 月 16 日規則第 35 号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の（中略）調布市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則**（平成 9 年 12 月 26 日規則第 56 号）

- 1 この規則は、平成 10 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則別表第 3 から別表第 5 までの規定は、平成 10 年 1 月 1 日以後の所得の制限について適用し、平成 9 年 12 月 31 日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

**附 則**（平成 10 年 3 月 31 日規則第 20 号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

**附 則** (平成10年7月31日規則第36号)

- 1 この規則は、平成10年8月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の調布市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第2号様式の7による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**附 則** (平成10年12月4日規則第39号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の調布市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則別表第3から別表第5までの規定は、平成11年1月1日以後の所得の制限について適用し、平成10年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の調布市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**附 則** (平成11年3月12日規則第7号抄)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則** (平成11年12月21日規則第47号)

- 1 この規則は、平成12年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成12年1月1日以後の所得の制限について適用し、平成11年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

**附 則** (平成12年12月28日規則第85号)

- 1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成13年1月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、平成12年12月31日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前のひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の様式による用紙

で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**附 則**（平成13年11月9日規則第69号）

- 1 この規則は、平成14年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第11条の規定は、平成14年1月1日以後の所得の制限について適用し、平成13年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の調布市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の様式（第3号様式の1及び第3号様式の2を除く。）は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**附 則**（平成14年11月29日規則第70号）

- 1 この規則は、平成14年12月1日から施行する。ただし、第10条、第11条第1項、同条第2項第2号、同項第4号、第13条第1項第7号、同条第2項、第20条第2項、別表第3、第1号様式、第3号様式の1、第3号様式の2及び第11号様式の改正規定は、平成15年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成14年12月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、同日前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則第10条、第11条第1項、同条第2項第2号、同項第4号及び別表第3の規定は、平成15年1月1日以後の所得の制限について適用し、平成14年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。
- 4 この規則による改正前の調布市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の様式（第3号様式の1及び第3号様式の2を除く。）は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**附 則**（平成15年12月26日規則第63号）

この規則は、平成16年1月1日から施行する。

**附 則**（平成17年3月31日規則第58号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**（平成18年3月28日規則第22号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第8条第1号の改正規定は、平成18年10月1日から施行する。

**附 則**（平成18年9月19日規則第99号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、平成19年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の調布市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第11条の規定は、平成19年1月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、同日前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の調布市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**附 則** (平成19年11月15日規則第81号)

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

**附 則** (平成20年3月25日規則第18号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の調布市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)第13条及び第19条の規定による申請は、この規則による改正後の調布市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第13条及び第19条の規定による申請とみなす。
- 3 この規則の施行の際、改正前の規則第3号様式の1による医療証で、現に効力を有するものは、その有効期間に限り、改正後の規則第3号様式の1による医療証とみなす。
- 4 改正前の規則第1号様式及び第9号様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**附 則** (平成20年9月30日規則第92号)

- 1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の調布市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**附 則** (平成20年12月26日規則第124号)

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

**附 則** (平成23年3月31日規則第34号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(調布市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この規則による改正前の調布市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**附 則** (平成24年7月31日規則第61号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年8月1日から施行する。ただし、別表第3、第3号様式の1及び第3号様式の2の改正規定は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の調布市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行の規定は、平成24年8月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、同日前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の調布市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**附 則** (平成24年12月28日規則第77号)

- 1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の調布市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**附 則** (平成25年12月27日規則第89号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年1月3日から施行する。

(調布市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第2条の規定による改正前の調布市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**附 則** (平成26年3月31日規則第17号)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

**附 則**（平成26年 9 月30日規則第59号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成27年12月31日以前の療養に係るこの規則による改正後の調布市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第10条及び第11条の規定の適用については、改正後の規則第10条中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第 1 項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の 9 第 1 項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第 2 条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条に規定する母子家庭自立支援給付金」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」と、改正後の規則第11条第 1 項第 1 号中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」とする。
- 3 平成28年 1 月 1 日から同年12月31日までの療養に係る改正後の規則第10条及び第11条の規定の適用については、改正後の規則第10条中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第 2 条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第 129号）第31条に規定する母子家庭自立支援給付金並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」と、改正後の規則第11条第 1 項第 1 号中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」とする。

**附 則**（平成27年12月28日規則第111号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、別に定める規則で定める日から施行する。

（調布市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この規則による改正前の調布市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**附 則**（平成28年 3 月31日規則第35号抄）

（施行期日）



1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(調布市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

21 第20条の規定による改正前の調布市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

#### 別表第1 (第2条関係)

- (1) 両眼の視力の和が0.08以下のもの
- (2) 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- (3) 平衡機能に著しい障害を有するもの
- (4) そしゃく機能を欠くもの
- (5) 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- (6) 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- (7) 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- (8) 1上肢の機能に著しい障害を有するもの
- (9) 1上肢の全ての指を欠くもの
- (10) 1上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- (11) 両下肢の全ての指を欠くもの
- (12) 1下肢の機能に著しい障害を有するもの
- (13) 1下肢を足関節以上で欠くもの
- (14) 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- (15) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号に掲げるものと同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- (16) 精神の障害であって、前各号に掲げるものと同程度以上と認められる程度のもの
- (17) 身体の機能の障害又は病状及び精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号に掲げるものと同程度以上と認められる程度のもの

#### 備考

視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

#### 別表第2 (第4条関係)

- (1) 両眼の視力の和が0.04以下のもの

- (2) 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- (3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- (4) 両上肢の全ての指を欠くもの
- (5) 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- (6) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- (7) 両下肢を足関節以上で欠くもの
- (8) 体幹機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- (10) 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
- (11) 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静及び常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診療を受けた日から起算して、1年6月を経過しているもの

備考

視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第3（第9条関係）

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	1,920,000円
1人以上	1,920,000円に、当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額（所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を、特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。以下同じ。）があるときは、当

	該特定扶養親族等 1 人につき 150,000円をその額に加算した額)
--	-------------------------------------

別表第 4 (第 9 条関係)

扶養親族等又は児童の 数	金額
0 人	2,360,000円
1 人	2,740,000円
2 人以上	2,740,000円に、扶養親族等又は児童のうち 1 人を除いた扶養親族等又は児童 1 人につき 380,000円を加算した額 (所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族 1 人につき (当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち 1 人を除いた老人扶養親族 1 人につき) 60,000円を加算した額)

別表第 5 (第 9 条関係)

扶養親族等の数	金額
0 人	2,360,000円
1 人	2,740,000円
2 人以上	2,740,000円に、扶養親族等のうち 1 人を除いた扶養親族等 1 人につき 380,000円を加算した額 (所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族 1 人につき (当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち 1 人を除いた老人扶養親族 1 人につき) 60,000円を加算した額)

第 1 号様式 (第 13 条関係)

第 2 号様式の 1 (第 13 条関係)

第 2 号様式の 2 (第 13 条関係)

第 2 号様式の 3 (第 13 条関係)

第 2 号様式の 4 (第 13 条関係)

第2号様式の5（第13条関係）

第2号様式の6（第13条関係）

第2号様式の7（第13条関係）

第2号様式の8（第13条関係）

第2号様式の9（第13条関係）

第3号様式の1（第13条関係）

第3号様式の2（第13条関係）

第4号様式（第13条関係）

第5号様式（第15条関係）

第6号様式（第15条関係）

第7号様式（第15条関係）

第8号様式（第18条関係）

第9号様式（第19条関係）

第10号様式（第20条関係）

第11号様式（第20条関係）

第12号様式（第20条関係）

第12号様式の2（第20条関係）

第13号様式（第21条関係）

第14号様式（第22条関係）

第15号様式（第22条関係）